

ケアプラザみま 短期入所生活介護 利用料のご案内 <令和3年10月変更後>

1. サービス利用料金

※下表は、令和3年4月の介護報酬改定前後のサービス利用料金単価を表示しております。
介護保険負担割合1割で表示しております。2割や3割の方は単位数を読み替えてご確認ください。

利用者 氏名:		様		要介護度	利用者負担区分 第	段階	
サービスコード	サービス内容略称	改定前 1日 単価 (円)	令和3年4月 改定後	該当欄	備考		
① 介護保険1割負担額	212111 併設短期入所生活介護Ⅰ-1 介護Ⅰの方の利用の場合	586	596		<従来型個室> 利用の場合 利用される方の要介護度に応じて計算します。 ※令和3年4月の介護報酬改定につき、基本報酬が変更となっております。		
	212121 併設短期入所生活介護Ⅰ-2 要介護Ⅱの方の利用の場合	654	665				
	212131 併設短期入所生活介護Ⅰ-3 要介護Ⅲの方の利用の場合	724	737				
	212141 併設短期入所生活介護Ⅰ-4 要介護Ⅳの方の利用の場合	792	806				
	212151 併設短期入所生活介護Ⅰ-5 要介護Ⅴの方の利用の場合	859	874				
	212115 併設短期入所生活介護Ⅱ-1 要介護Ⅰの方の利用の場合	586	596		<多床室> 利用の場合 利用される方の要介護度に応じて計算します。 ※令和3年4月の介護報酬改定につき、基本報酬が変更となっております。		
	212125 併設短期入所生活介護Ⅱ-2 要介護Ⅱの方の利用の場合	654	665				
	212135 併設短期入所生活介護Ⅱ-3 要介護Ⅲの方の利用の場合	724	737				
	212145 併設短期入所生活介護Ⅱ-4 要介護Ⅳの方の利用の場合	792	806				
	212155 併設短期入所生活介護Ⅱ-5 要介護Ⅴの方の利用の場合	859	874				
	216100 サービス提供体制強化加算Ⅰ		新設	22	(有)	より質の高いサービスが行えるよう、介護職員のうち、介護福祉士資格保有者を80%以上配置、もしくは勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置しています。	
	216113 看護体制加算(Ⅰ)	変更なし		4	(有)	短期入所において、常勤の正看護師を1名以上配置しています。	
	216115 看護体制加算(Ⅱ)	変更なし		8	(有)	看護職員を、1名以上配置しており、24時間連絡がつく体制(オンコール体制)をとっています。	
	216123 夜勤職員配置加算(Ⅲ)	変更なし		15	(有)	現行の要件に加えて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しています	
	216108 短期生活処遇改善加算Ⅰ	変更なし	1ヵ月当たり	(有)	介護職員の処遇改善の取組を実施しています。利用者様が利用される介護保険の金額に0.083を乗じて算定しています。		
	216111 短期生活特定処遇改善加算Ⅰ	変更なし	1ヵ月当たり	(有)	介護職員やその他の職員のさらなる処遇改善のために新設された加算。利用者様が利用される介護保険の金額に0.027を乗じて算定しています。		
	219200 短期入所生活介護送迎加算	変更なし		184	該当者	送迎が必要ときに、利用者様の自宅から当施設まで、該職員が送迎した場合に算定します(片道につき)。	
	216101 サービス提供体制強化加算Ⅱ	変更なし		18	該当者	より質の高いサービスが行えるよう、介護職員のうち、介護福祉士資格保有者を60%以上配置しています。	
	216117 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	変更なし		13	なし	夜間の時間帯に、基準を上回る夜勤職員を1名以上配置しています。	
	216133 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	変更なし		3	該当者	認知症中重度者の割合が半数以上で、認知症介護実践リーダー研修受講者を特養とショートで合わせて4名以上います。	
216282 緊急短期入所受入加算	変更なし		90	該当者	家族の疾病等を理由に、介護支援専門員が緊急に利用が必要と判断した場合に、算定(7日間又は14日間限度)。		
216283 長期利用者提供減算	変更なし		-30	該当者	長期間の利用者(自費利用などを挟み実質30日を超える利用者)について、超えた日より減算する。		
② 食費	(食費) 短期生活食費	利用者負担 第1段階	変更なし	300	★令和3年8月からの介護保険負担限度額認定の見直しにより食事代が変更となっております。 ※利用開始日/終了日については、食事をされた分だけの請求となりますが、中日については、1日分(1日3食 1,445円)の金額を徴収します。 朝食 350円 / 昼食 665円 / 夕食 430円 ご利用者の属する世帯が「市町村民税非課税世帯」の場合、市町村へ申請をすることにより、ご負担の料金が減額される場合がございますので、ご利用の際に担当者にご相談ください。		
		利用者負担 第2段階	変更あり	600			
		利用者負担 第3段階①	変更あり	1,000			
		利用者負担 第3段階②	変更あり	1,300			
		上記以外の方	変更あり	1,445			
③ 滞在費	(個室)	従来型個室 利用の場合	利用者負担 第1段階	変更なし	320	「従来型個室」利用の場合 ご利用者の属する世帯が「市町村民税非課税世帯」の場合、市町村へ申請をすることにより、ご負担の料金が減額される場合がございますので、ご利用の際に担当者にご相談ください。	
			利用者負担 第2段階	変更なし	420		
			利用者負担 第3段階①	変更なし	820		
			利用者負担 第3段階②	変更なし	820		
			上記以外の方	変更なし	1,200		
	(多床室)	多床室 利用の場合	利用者負担 第1段階	変更なし	0	「多床室利用」利用の場合 ご利用者の属する世帯が「市町村民税非課税世帯」の場合、市町村へ申請をすることにより、ご負担の料金が減額される場合がございますので、ご利用の際に担当者にご相談ください。	
			利用者負担 第2段階	変更なし	370		
			利用者負担 第3段階①	変更なし	370		
			利用者負担 第3段階②	変更なし	370		
			上記以外の方	変更なし	890		
④ その他費用	特別な食事(行事食1回当たり)	変更なし	350	お誕生会や会食等、食を楽しむことを目的として実施(食費に追加)月1回。			
	個別持込電気製品電気代(1品1日当たり)	変更なし	50	個別に持ち込まれて使用される電気製品を対象とする(TV、電気毛布など)			

2. 上記により"あなた様の利用料"は、下記の計算式でもとめることができます(注:計算の都合上、送迎加算は含めておりません)。

①介護保険1割負担額 (単位:円)+処遇改善加算など		短期生活処遇改善加算Ⅰ (1ヵ月当たりの①の金額に0.083を乗じた額)	短期生活特定処遇改善加算Ⅰ (1ヵ月当たりの①の金額に0.027を乗じた額)	②食費	③滞在費	④その他の費用	合計金額 ①+②+③
1日当たり	円	円	円	円	円	円	円
利用日数 <送迎含んでいない>	日	円	円	円	円	円	円